

# 永田浜のこれから・・・

屋久島町 環境政策課

# 永田浜ウミガメ観察ルール

## 1 ルールの目的

- ① 北太平洋最大のウミガメ上陸地・永田浜におけるウミガメの産卵ふ化環境を守ること。
- ② 永田浜を利用する全ての方に対して、ウミガメ保護と適正な利用のためのより説得力のある発信を行うこと。
- ③ 永田浜の利用について、関係者全体の共通認識を持つこと。

## 2 適用対象

- ① 適用場所：いなか浜、前浜、四ツ瀬浜
- ② 適用期間：5月1日～8月31日
- ③ 対象者：永田浜を利用する人すべて



# 永田浜ウミガメ観察ルール

## 課題

### 法的根拠のない任意のルール

(例)

- 保護柵内には入らない事
- 光は消すこと
- キャンプ禁止
- カメラやビデオを撮影しない事
- 観察会終了後は浜に立ち入らない事

### 入浜権侵害のおそれ

### 協力金の取扱い

- 徴収する法的根拠
- 用途が非公開

# 永田浜ウミガメ観察ルール

## 解決策

---

ルールの問題



エコツーリズム推進法

協力金の問題



地域自然資産法

# 屋久島町エコツーリズム推進全体構想

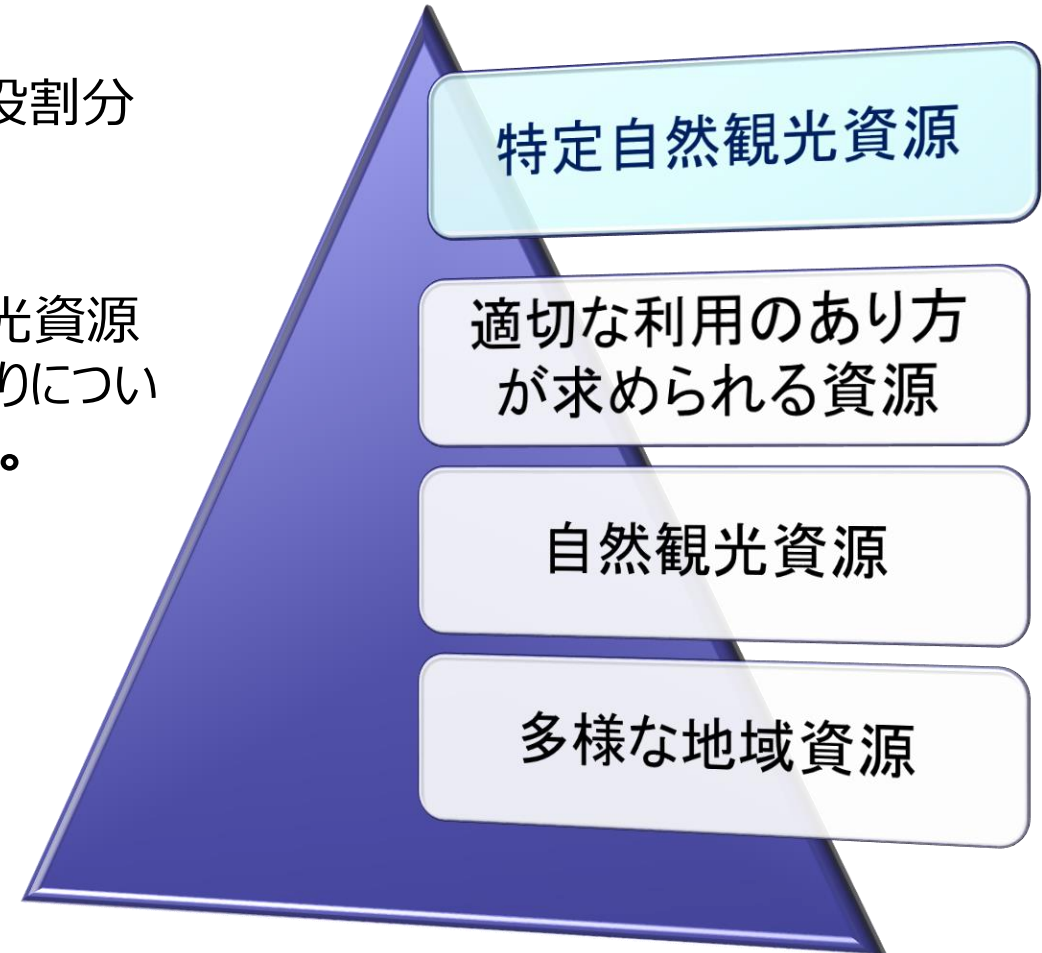
屋久島憲章の地域づくり原則によるエコツーリズムの展開、役割分担、課題解決の方向性を示す計画。

市町村長は、認定全体構想により、指定した特定自然観光資源が著しく損なわれる恐れがある場合は、その区域への立ち入りについて**あらかじめ承認を受けるべき旨の制限をすることができる。**

※エコツーリズム推進法第10条第1項

## エコツーリズム推進法による特定自然観光資源

- 縄文杉に至る大株歩道周辺の自然植生
- 永田浜のウミガメ
- 西部地域の生態系及び歴史的資源





# 島久屋 立ち入り制限賛成ゼロ

## 条例案否決へ「観光客の減少懸念」

鹿兒島県屋久島町議会（定数20）の特別委員会は21日、世界自然遺産に登録されている縄文杉周辺などへの立ち入りを制限する町条例案について、「観光客減少などが懸念される」などとして否決した。特別委員会は全議員で構成されており、23日の最終本会議でも否決される見通し。

特別委では、縄文杉周辺への立ち入り制限が観光などに与える影響について質問が集中。町は観光客が多い3～11月に1日420人に制限することを検討中だ

が、その場合、経済的損失は約2億3000万円になると説明した。

日高十七郎町長は「長期的視点で自然を守ることが必要」と理解を求めたが、「ほかにも方策はあるはず。時期尚早」「制限は必要だ

が、人数などを慎重に検討すべきだ」など反対意見が相次ぎ、採決の結果、賛成者はゼロだった。

採決の後、日高町長は「制限人数などを議論し直し、条例案を再提案したい」と話した。

# 観光業への配慮優先

## 屋久島 業者「段階踏むべき」

屋久島町議会特別委員が21日否決した縄文杉ルートなどへの観光客立ち入りを制限する条例案。制限の必要性は認めながらも、段

階的な制限を求める観光業者への配慮を優先する格好となった。

（1面参照）  
昨年11月に開かれた同町エコツアーリズム推

進協議会で、1日420人の立ち入り制限を盛り込んだ全体構想素案に対して屋久島観光協会も同意していた。

しかし、その後、同協会会員から「素案内容について事前に同意していない」など反発の声が上がった。

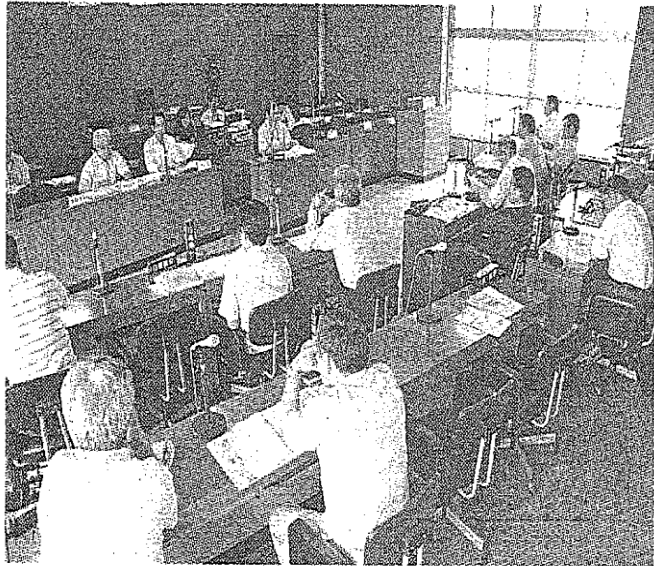
同協会は今年3月の総会で、「420人の制限は観光関連産業への影響が大きく時期尚早」として素案への反対を決議。5月には決議文を同協議会などに提出していた。

同協議会事務局の町によると、縄文杉近くの山小屋のトイレ維持管理実態から宿泊利用

者60人、登山道などの混雑を避けるため日帰り利用者360人として、立ち入り人数をはじき出した。

ある観光業者は1日500人超が40日、400人超が75日あった昨年の実績を挙げて、「制限は段階を踏むべき。急激な変化は業者の死活問題になる」と反対の理由を明かす。

傍聴していた屋久島観光協会の中島純和会長は「立ち入り制限の必要性は認める。再び観光業者や町民と議論して合意を図り、制限する前にガイドの認定制度なども推進すべきだ」と話した。



縄文杉ルートなどへの立ち入り制限条例案を審議する町議会特別委員会  
—21日、屋久島町役場宮之浦支所議場

# 特定自然観光資源（永田浜）

利用調整及び行為規制の概要（平成23年当時）

## ① 目指すべき姿

- 北太平洋最大のウミガメ上陸地である永田浜におけるウミガメの産卵ふ化環境が適切に保全されること。
- 地元の永田集落における人とウミガメのつながりの長い歴史と経験を活かした適正な利用が実現すること。

## ② 利用調整区域

特定自然観光資源「永田浜のウミガメ」の全指定区域

## ③ 利用調整期間

5月1日～8月31日 午後8時から翌日の午前5時

# 特定自然観光資源（永田浜）

利用調整及び行為規制の概要（平成23年当時）

## ④立入り人数の上限

---

- a. 5月1日～14日 80人／日
- b. 5月15日～7月31日 130人／1日
- c. 8月1日～8月31日 120人／1日

立ち入りの承認に関する審査基準は別途条例で定める。

## ⑤利用条件

---

別途屋久島町長が認める観察会等に参加すること



# 特定自然観光資源（永田浜）

利用調整及び行為規制の概要（平成23年当時）

## ⑥立入りの承認を要しない行為

---

- 非常災害のために必要な応急措置及び通常管理行為を行うために立ち入る場合。
- エコツーリズム推進法施行規則第7条に掲げる各種行為を行うために立ち入る場合（法令の規定による自然環境の保全のための事業を行うこと等）。

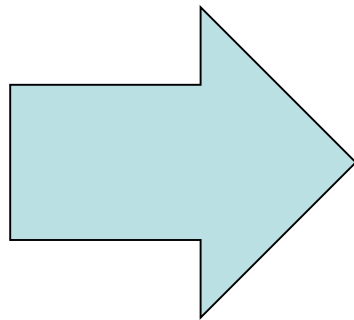
## ⑦行為規制

---

規制の内容は別途条例で定める。

今後は……

独自ルール



法律に基づく規制

- 強制権あり
- 罰則規定可能

要件

- エコツーリズム推進  
全体構想の策定
- 条例の制定

# 地域自然資産法

## 地域自然資産法とは・・・

【正式名称】地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律

地域にとって重要な自然があれば、地方公共団体が地域計画を定め、計画に基づいて、そこに立ち入る人からの入域料やその地域の保護に協力する人からの寄附で自然の保護等を進めるというもの。

本法律の適用を受ければ、永田浜を訪れる方から法的に入域料を徴収し、ウミガメの保全のための経費に充てることができる。

# 会計のイメージ (案)

屋久島町

(仮称)

屋久島町ウミガメ保全基金

歳出

経費

歳入

寄附金

町が直接支払う

人件費・備品購入・パンフレット印刷……etc

〇〇協議会

協力金  
一時預かり

観光客

町が取り扱うことのメリット

- 寄付金控除の対象
- 支払算定の根拠が明確化
- 透明性の確保 (議会・監査員による会計の監視)

# 新協議会の構成(案)

永田浜部会	栗生浜部会
屋久島町(観光まちづくり課)-事務局	
環境省	
鹿児島県(自然保護課)	
公益財団法人 屋久島環境文化財団	
公益社団法人 屋久島観光協会(事務局)	
公益社団法人 屋久島観光協会(ガイド部会・宿泊部会)	
NPO法人 屋久島うみがめ館	
永田区長	栗生区長
永田区議会議長	栗生区議会議長
	中間区長
	中間区議会議長